

第56回松ヶ崎祭 出展規約

第1章 総則

第1条（目的）

本規約は、松ヶ崎祭実行委員会（以下、「当委員会」という。）が主催・運営する松ヶ崎祭（以下、「本祭」という。）への出展に関する基本事項を定めるものです。本祭に参加する全ての出展者は、本規約を遵守し、来場者、参加者、及び関係者全員にとって安全で楽しく、かつ実りある大学祭を実現するために協力するものとします。

第2条（規約の適用及び定義）

1. 本規約は、本祭への出展申込みを行った全ての出展者に適用されます。出展者は、本規約の全ての条項に同意した上で、本祭の準備、運営、及び撤収作業を行わなければなりません。
2. 本規約において使用する主要な用語の定義は、以下のとおりとします。
 - 「出展団体」：本祭への参加を許可された大学公認団体、その他当委員会が認めた団体または個人をいいます。
 - 「出展者」：出展団体を構成する本学学生および当委員会が認めた他大学学生をいいます。出展団体は、「個人出展」の形態を除き**3名以上**の出展者によって構成されるものとします。
 - 「出展形態」：本祭における出展の種類をいい、飲食、展示、物販、体験、パフォーマンス、手づくりテント、個人出展を指します。
 - 「飲食」：飲食物の調理・販売を行う出展形態です。
 - 「展示」：講義室および屋外スペースで作品を展示し、金銭の授受を伴わない活動を行う出展形態です。
 - 「物販」：講義室および屋外スペースで物品の販売を行い、金銭の授受を伴う活動を行う出展形態です（飲食物を除く）。
 - 「体験」：飲食物や物品の販売を行わず、来場者の方が体験できる出展を行う出展形態です。
 - 「パフォーマンス」：音楽演奏、ダンス、演劇等のパフォーマンスを行う出展形態です。メインステージ、センターホール、講義室での出展に加えて、ストリートパフォーマンスにも出展できます。
 - 「手づくりテント」：出展者自身が設計・施工するテントを使用して出展を行う出展形態です。
 - 「個人出展」：個人で物販や展示を行う出展形態です。
 - 「出展スペース」：本祭において、各出展者に割り当てられる活動区域をいいます。
 - 「禁止物品」：本祭会場内への持ち込み、使用、販売等が禁止される物品をいいます。詳細は第21条に定めます。
 - 「来場者」：本祭を訪れるすべての人々をいいます。
3. 本規約は、出展団体の登録代表者だけでなく、出展者の名の下に参加する全ての個人に適用されます。出展団体の一員（代表者以外も含む）が本規約に違反した場

合、原則として団体全体がその責任を負うものとします。

第3条（行動規範）

1. 出展者は、本祭の品位を保ち、他者（来場者、他の出展者、松ヶ崎祭実行委員会、大学職員等）に対して敬意をもって接しなければなりません。
2. 出展者は、一般的な安全意識を高め、自らの行動が周囲に与える影響を考慮し、安全な祭の環境育成に協力しなければなりません。
3. ソーシャルメディア（SNS）等の利用にあたっては、個人情報やプライバシーの保護、著作権等の権利侵害防止に留意し、他者を誹謗中傷する内容、誤情報、ハラスメント、または本祭や大学の評判を損なう可能性のある投稿を禁止します。
4. 本行動規範への違反は、第34条に定める罰則の対象となることがあります。

第4条（自己責任の原則及び免責事項）

1. 出展者は、自己の責任において出展活動を行うものとし、出展ブースの設営、運営、管理、及び撤収に伴う一切のリスクを負担するものとします。
2. 本祭期間中及びその準備・撤収期間中に発生した事故、盗難、紛失、破損、または出展者と第三者との間で生じた紛争等について、当委員会に故意または重大な過失がある場合を除き、当委員会は一切の責任を負わないものとします。出展者は、必要な保険への加入等、各自で適切な対策を講じるものとします。
3. 天災地変、悪天候、感染症の蔓延、関係当局からの指導・命令、その他当委員会の責に帰すことのできない不可抗力により、本祭の開催が中止、中断、または内容が変更された場合、あるいは出展者の出展活動に支障が生じた場合においても、当委員会は原則として、受領した出展関連費用及び、その他出展者が被った損害について一切の責任を負わないものとします。

第5条（実行委員会の指示及び指導）

1. 出展者は、本祭の安全かつ円滑な運営のため、本祭期間中及びその準備・撤収期間中において、当委員会の指示及び指導に速やかに従わなければなりません。
2. 当委員会が出展者に対して行った指導に対し、正当な理由なく改善が見られないと当委員会が客観的に判断した場合、当委員会は当該出展者に対し、是正勧告、違約金の支払い、または出展許可の取り消しを講じることがあります。具体的な罰則については第34条に定めます。

第6条（提出書類、参加保証金、出展費用及び期限）

1. すべての出展形態に対して、団体ごとに参加保証金を予め徴収します。個人出展に対しては2,000円、ストリートパフォーマンスに対しては5,000円、そのほかの出展形態に対しては10,000円を徴収します。
2. 参加保証金は、本祭終了後、出展ブース等が原状回復されていることを当委員会が確認できた場合に、当委員会が定める方法により全額返金いたします。参加保証金の支払方法および支払場所・日時等の詳細については、当委員会より別途通知するものとし、参加者は当該通知に従い、所定の期限までに適切に支払うものとします。
3. 当委員会は、参加保証金の支払いを確認後、出展者に対し登録番号を付与します。

以降、当委員会への各種書類提出の際には、当該登録番号の明記を必須とします。参加保証金の納入と出展参加同意書の提出を以って、本祭への出展を当委員会に承認されたとみなされます。

4. 出展者は、当委員会が指定する各種書類及びデータを、別途定める提出期限までに当委員会に提出しなければなりません。
5. 提出期限を超過して書類等が提出された場合、当委員会は、提出物1件に対して期限後1日の超過につき1,000円、最大7,000円の遅延金を新たに徴収いたします。
6. ただし、提出期限後の提出について、本祭運営に支障をきたすと当委員会が判断した場合、予告なく当該書類等の受付を締め切ることがあります。この場合、出展が認められない可能性があることを出展者は予め了承するものとします。
7. 出展者は、本規約に定める事項の遵守を担保するため、及び本祭期間中または準備期間中に出展者の責に帰すべき事由により発生した汚損、破損、紛失等にかかる費用、または、当委員会が違反と判断した場合に違約金を支払っていただく可能性があります。この場合、当委員会の通知に従ってお支払いしていただきます。
8. 出展者は、当委員会が別途定める出展関連費用を、指定された期日までに指定された方法で支払う義務を負います。出展関連費用の詳細については、別途通知します。

第2章 模擬店に関する特則

第7条（食品衛生管理）

1. 模擬店において食品を取り扱う出展者は、来場者の安全を最優先とし、京都市が発行する「京都市模擬店取扱要領」及び当委員会が別途定める衛生基準（別紙「松ヶ崎祭調理上の注意」参照）を厳格に遵守し、食品の仕入れ、調理、保管、及び販売を行わなければなりません。
2. 食品を取り扱う出展者は、京都市医療衛生センター及び当委員会の衛生指導に速やかに従うものとします。指導したにもかかわらず改善が見られない場合、または重大な衛生上の問題が確認された場合、当委員会は当該模擬店の営業を直ちに停止させることがあります。
3. 食品を取り扱う出展者は、当委員会が別途指定する方法により検便検査を受けるものとし、その検査費用として一人につき100円を当委員会に支払うものとします。

第8条（火気及びプロパンガスの使用）

1. 模擬店においてプロパンガス等の火気を使用する出展者は、使用前及び使用中に必ず安全点検を実施し、当委員会及び指定プロパンガス業者の指導に速やかに従うものとします。
2. 火災予防及び安全確保のため、当委員会が危険と判断した場合、または出展者が安全指示に従わない場合、当委員会は当該出展者に対し、火気の使用停止及び関連設備の撤去、営業停止を命じることがあります。
3. プロパンガスを熱源とするコンロ、鍋、たこ焼き機等の調理器具については、安全管理の観点から、原則として当委員会を通じてレンタルされた物品のみ使用を認めます。持ち込み器具の使用を希望する場合は、事前に当委員会の許可を得なければなりません。

第3章 手づくりテントに関する特則

第9条（設計及び施工基準）

1. 手づくりテントを設営する出展者は、構造上の安全性を確保するため、別途定める「手づくりテントマニュアル」を遵守し、設計及び施工を行わなければなりません。
2. 手づくりテントの施工は、大学が定める課外活動の規定に則って行われるものとします。

第10条（施工場所及び資材保管）

1. 手づくりテントの施工場所及び資材の保管場所は、原則として各出展団体の部室、または大学の学生支援課等に事前に申請し、許可を得た場所を利用するものとします。公共の場所や指定外の場所での作業及び資材放置は認められません。
2. 本祭会場内の当委員会が指定した敷地でのテント建築作業は、別途指示する日時から開始可能とします。

第11条（資材及び道具）

1. 当委員会は、手づくりテント設営に必要な単管パイプ・クランプを除き、その他の材料及び道具（工具、ロープ、シート等）の貸与は一切行いません。出展者は、各自の責任において必要な資材及び道具を準備するものとします。

第12条（レンタル単管の取り扱い）

1. 当委員会を通じてレンタルされた単管パイプは、当委員会の指示に従い、指定された場所でのみ使用し、使用後は速やかに指定された場所に返却しなければなりません。
2. 単管パイプの搬入及び搬出作業には、安全確保のため、単管パイプを扱う各出展団体から必ず4名以上が参加しなければなりません。
3. 正当な理由なく搬入または搬出作業への参加が確認できない場合、または参加人数が不足している場合、当委員会は当該出展者に対し、不足人数一人につき別途定める違約金を請求することがあります。

第4章 ステージ企画に関する特則

第13条（ステージ利用の基本原則）

1. ステージ企画への参加を希望する出展者は、当委員会が別途定める申込方法に従い、必要書類（出演者情報など）を指定された期限までに提出し、当委員会の承認を得なければなりません。
2. ステージの利用時間（準備、リハーサル、本番、撤収を含む）は、当委員会が指定するタイムスケジュールを厳守するものとします。
3. 雨天時においても、原則実施しますが、荒天等により当委員会が危険と判断した場合は、内容の変更または中止を指示することがあります。

第14条（ステージ設営及び機材利用）

1. ステージの設営、装飾、及び撤収は、当委員会の指示に従い、安全に配慮して行うものとします。
2. 当委員会が貸与する音響・照明機材以外の機材（楽器、アンプ、特殊効果機材等）を持ち込む場合は、事前に当委員会に申請し、許可を得なければなりません。持ち込み機材の電源容量、設置場所等については、当委員会の指示に従うものとします。
3. 当委員会が所持する機材を出展者自身が使用、操作したい場合、原則として当委員会が指示した日程までに、操作者の名前とともに事前に申請してください。
4. 出展者は、貸与機材及び持ち込み機材を善良なる管理者の注意をもって使用し、汚損、破損、紛失した場合は、速やかに当委員会に報告し、その指示に従い、修理費用または同等品購入費用等を負担するものとします。
5. ステージ利用後は、速やかに原状復帰を行うものとします。持ち込んだ機材、物品、ゴミ等は全て出展者の責任において撤去・処理してください。

第15条（ステージにおける音響・照明設備、知的財産権、撮影に関する注意事項）

1. 音響設備の音量については、周辺環境及び他の企画への影響を考慮し、当委員会が定める上限値（デシベル制限等）、または指示に従うものとします。
2. 照明設備の使用にあたっては、過度な明滅やレーザー光線の使用など、観客の健康や安全に影響を及ぼす可能性のある演出は、原則禁止とします。
3. 電源容量には限りがあるため、複数の機材を同時に使用する場合は、事前に当委員会と協議し、指示に従ってください。指定外の電源タップや延長コードの使用は原則禁止とします。
4. ステージ上で音楽、映像、キャラクター等を使用する場合、出展者は著作権法その他関連法規を遵守し、必要な権利処理（JASRACへの申請等を含む）を自らの責任と費用において行わなければなりません。当委員会は、権利侵害に関する一切の責任を負いません。
5. 出演者へのインタビューや写真・動画撮影が当委員会または当委員会が許可した報道機関等によって行われる場合があることを予め了承するものとします。出展者は、自らの企画の出演者に対し、この旨を周知し、必要な同意を得るよう努めるものとします。

第16条（ステージにおける安全管理）

1. 出展者は、ステージ企画の実施にあたり、出演者及び観客の安全確保を最優先とし、当委員会の指示に従い、必要な安全対策を講じるものとします。
2. ステージ上及び周辺での危険物の持ち込み、火気の使用、その他危険行為は一切禁止します。
3. 観客の誘導、整列、立ち入り禁止エリアの設定・管理は、原則として当委員会の責任において行うものとします。
4. 緊急事態（出演者の体調不良、機材トラブル、災害等）が発生した場合は、速やかに当委員会に報告し、その指示に従って対応するものとします。

第17条（ステージ利用における禁止事項及び遵守事項）

1. 以下に該当する行為、またはその恐れのある行為を禁止します。

- 公序良俗に反する内容、わいせつな表現、差別的な表現、他人を誹謗中傷する内容のパフォーマンス。
 - 騒音、振動、異臭等、他の出展者や来場者、近隣住民に著しく迷惑をかける行為。
 - ステージ、付帯設備、貸与機材等を故意または過失により汚損、破損、破壊する行為。
 - 当委員会が事前に承認していない物品の販売、募金活動等の行為。
 - その他、当委員会が本祭の運営上、または安全管理上不適切と判断した行為。
2. 出展者は、リハーサル及び本番中、当委員会のスタッフの指示に速やかに従うものとします。

第5章 展示・物販に関する特則

第18条（基本原則と安全確保）

1. 出展者は、展示・物販企画の実施にあたり、来場者の安全確保を最優先とし、当委員会の指示に従い、必要な安全対策を講じるものとします。
2. 企画内容が原因で発生した来場者とのトラブル等については、原則として当該団体が責任を負うものとします。

第19条（会場利用のルール）

1. 企画を行う教室等の施設および備品は丁寧に取り扱い、汚損・破損のないように注意してください。特に、壁、床、備品等への直接的な加工（釘打ち、粘着テープの使用等）は原則禁止します。
2. 企画終了後は、責任をもって清掃し、机・椅子などの備品を元の状態に戻す（原状回復）義務を負います。
3. 来場者の待機列形成や混雑が予想される場合は、各出展者が誘導・整理を行ってください。

第20条（展示・販売物の内容）

1. 第21条に定める禁止事項に該当する内容の展示・販売は固く禁じます。
2. 販売する物品の品質・安全性に関する責任は、全面的に参加団体が負うものとします。
3. 著作権・肖像権を有する画像、文章、音楽等を使用する場合は、参加団体の責任において、必要な権利者の許諾を得てください。

第6章 出展に関する共通規約

第21条（禁止物品および禁止行為）

1. 本祭会場、会場付近での以下の物品の持ち込み、使用、販売、展示等を禁止します。ただし、事前に当委員会の書面による許可を得た場合はこの限りではありません。

- **危険物・火気類:**銃刀剣類、爆発物、花火、火薬類、毒物劇物、指定外の燃料・油類、無許可の発電機・火気、当委員会貸与以外のプロパンガス用調理器具等。
 - **公序良俗等に反するもの:**わいせつ物、差別的表現物、その他公序良俗に反する物品等。
 - **権利侵害物:**著作権、商標権、肖像権の他者の権利を侵害するその他の物品、またはその恐れのある物品。
 - **その他:**動物・植物（介助動物を除く）、医薬品（許可なき場合）、無人航空機（ドローン、ラジコン機等）、酒類・たばこ（指定場所以外）、大学が承認していない企業活動に関連する物品、特定の宗教・思想・政治活動に関連する物品等。
2. 本祭会場付近での以下の行為を禁止します。ただし、事前に当委員会の書面による許可を得た場合はこの限りではありません。
- **危険行為・迷惑行為:**暴力行為、威力業務妨害、施設・備品の汚損・破損、他人の通行妨害、指定場所以外での喫煙、過度な騒音・悪臭を伴う行為、来場者への悪質な呼び込み（練り歩きを含む）等。
 - **無許可活動:**無許可出展、申請外物品の販売・提供、チラシ配布・ポスター掲示・募金活動・アンケート調査・署名活動、許可なきマイク・放送設備の使用、大学備品の無断使用・移動等。
 - **その他:**出展者ブース内での飲酒・喫煙（別途指定された喫煙所を除く）、公序良俗に反する行為等。
3. 「販売禁止物品」と「持ち込み・使用禁止物品」の区別については、当委員会の指示に従ってください。

第22条（ブース・展示の設営、運営、撤収）

1. 出展者は、当委員会が作成したスケジュールに従い、ブース・展示の設営、運営、撤収を行わなければなりません。
2. 設営及び撤収作業は、安全に十分配慮し、周囲の状況を確認しながら行ってください。特に手づくりテントの設営に関しては、第3章の規定及び別途定める「手づくりテントマニュアル」を遵守してください。
3. 資材の保管は、指定された場所で行い、通路や他の出展者の迷惑とならないよう配慮してください。
4. 出展者は、出展スペース及びその周辺の清掃美化に努め、活動終了後は「痕跡を残さない」ことを原則とし、自らが排出した全てのゴミを指定された方法で分別・処理し、貸与された備品等を原状回復した上で撤収しなければなりません。原状回復の基準については第32条に定めます。

第23条（大学施設・備品の使用）

1. 大学の施設及び備品（電気、音響、照明設備等を含む）の使用にあたっては、当委員会の指示及び大学の関連規則を遵守しなければなりません。
2. 音響設備の使用は、他の出展者や来場者、近隣住民への配慮を第一とし、当委員会が定める音量制限（デシベル制限、時間制限等）を遵守してください。
3. 屋外テントには当委員会で照明用電球を設置します。その他照明設備の使用する場

合は、他の企画の妨げとなったり、危険を及ぼしたりする可能性のある過度に明るい照明や点滅する照明の使用を避けるなど、当委員会の指示に従ってください。

4. 施設・備品を汚損・破損・紛失した場合は、速やかに当委員会に報告し、その指示に従い、修理費用または同等品購入費用等を負担するものとします。

第24条（電気の使用）

1. 電気設備の使用は、事前に当委員会に申請し、許可を得たものに限ります。ブースごとの電力消費上限、承認される電気機器の種類、安全点検等については、当委員会の指示に従ってください。無許可の電気使用や容量オーバーは、火災や停電の原因となるため厳禁です。
2. 飲食模擬店において、電気ケトル、IHヒーター、ホットプレート等の消費電力の大きい電気製品の使用は、原則として禁止します。また、ガス器具と電気製品を併用することは原則禁止とします。
3. 屋内講義室で出展する場合、講義室に備え付けてあるコンセントを使用する場合も、事前に申請が必要です。
4. 事前に申告した内容と異なる機器の使用、許可された個数や種類を超えての使用、または当委員会の許可なく電気製品を使用した場合は、直ちに使用を中止させ、第34条に定める措置を講じることがあります。
5. やむを得ず電気製品を使用する必要がある団体は、事前に当委員会にご相談いただき、指導を受けたうえで、当委員会の許可を得てからご利用ください。

第25条（車両アクセス、駐車、積み降ろし）

1. 本祭の設営、運営、撤収に伴う車両の入構、駐車、及び積み降ろしについては、当委員会が別途定めるルート、時間、指定区域、及び手続きに従わなければなりません。
2. 指定場所以外での駐車、長時間の停車、及び許可なき車両の入構は禁止します。
3. 車両の移動にあたっては、歩行者の安全を最優先し、徐行運転を徹底してください。
4. 緊急車両の通行を妨げないよう、常に注意を払ってください。

第26条（個人情報保護およびデータプライバシー）

1. 当委員会は、出展者から収集する個人情報（氏名、連絡先等）について、個人情報保護法等を遵守し、収集目的の範囲内で適正に取り扱い、安全に管理します。
2. 出展者が、来場者からアンケート、メーリングリスト登録、コンテスト応募等により個人情報を収集する場合は、事前に当委員会の許可を得なければなりません。
3. 来場者から個人情報を収集する出展者は、以下の事項を遵守しなければなりません。
 - 収集目的を明確に通知し、本人の明示的な同意を得ること。
 - 収集した個人情報は、同意を得た目的の範囲内でのみ利用し、安全に保管・管理すること。

- データ保持期間及び削除ポリシーを定め、適切に運用し、当委員会への報告の義務を負います。
- 4. 個人情報の取り扱いに関する事故（紛失、漏洩等）が発生した場合は、速やかに当委員会に報告し、指示に従ってください。

第27条（知的財産権）

1. 出展者は、著作権、商標権、肖像権その他の第三者の知的財産権を侵害するような展示、実演、物品の頒布等を行ってはなりません。音楽、映像、画像、キャラクター、ロゴ等を使用する場合は、必要なライセンスや許可を自らの責任と費用において取得し、当委員会から求められた場合にはその証明を提示できるようにしてください。
2. 出展者が本祭のために独自に作成した知的財産（ブースデザイン、アートワーク等）の権利は、原則として当該出展者に帰属します。ただし、当委員会が本祭の広報・記録目的でこれらの素材を使用する場合があることを、出展者は予め了承するものとします。
3. 当委員会が本祭の為に独自に作成した知的財産（キャラクター、ブランディング等を含む）を使用する場合は、当委員会の承認を受けたうえ、指示に従ってください。ただし、当委員会の公式キャラクター「まつぴよ」の使用については、別途定める規定に従うものとします。
4. 出展者による知的財産権侵害から生じるいかなる請求についても、当委員会は一切の責任を負わず、当該出展者が全ての責任を負うものとします。出展者は、かかる請求に関して当委員会を免責するものとします。

第28条（写真、ビデオ撮影、メディア対応、SNS利用）

1. 当委員会及び当委員会が許可した報道機関等は、本祭の記録、広報、教育、販促等の目的で、会場内の様子（出展ブース、出展者、来場者等を含む）を写真及びビデオで撮影することがあります。出展者はこれに予め同意するものとします。ただし、個別の同意が必要と判断される場合には、別途協力を求めることがあります。
2. 出展者及び来場者が他者を撮影する場合（特にクローズアップや個人が特定可能な場合）は、被写体のプライバシー及び肖像権を尊重し、原則として本人の同意を得るよう努めてください。当委員会が指定する「撮影禁止」区域や、撮影が制限される公演等については、その指示に従ってください。
3. 本祭に関する情報をソーシャルメディア（SNS）等で発信する際は、第3条第3項、および第26条の行動規範を遵守し、肯定的かつ建設的な内容を心がけてください。
4. 外部メディアや報道機関の取材・撮影については、原則として当委員会が窓口となり対応します。個別の取材依頼があった場合も、当委員会への報告を義務付けます。

第29条（緊急時対応、安全、福利厚生）

1. **緊急連絡・対応プロトコル：**
 - 火災、医療緊急事態（急病人・負傷者）、不審者発見、自然災害（地震、台風等）、盗難等の緊急事態が発生した場合、またはその恐れがある場合は、直ちに大声で周囲に知らせるとともに、最寄りの実行委員または指定された緊急連絡先

に通報してください。

- 当委員会は、緊急事態の種類に応じた対応プロトコル（初期対応、連絡体制、避難誘導等）を別途定め、出展者に周知します。出展者は、これらのプロトコルを事前に確認し、緊急時には冷静かつ迅速に行動できるよう備えてください。
- 避難指示が出された場合は、実行委員または関係機関の指示に従い、指定された避難経路を通して速やかに避難してください。

2. 健康・安全対策:

- 応急処置が必要な場合は、会場内に設置された救護所、または最寄りの実行委員に連絡してください。出展者は、各自のブースで対応可能な軽微な怪我（切り傷等）に備え、基本的な救急用品を準備することが推奨されます。
- 会場内の警備は、実行委員または当委員会が許可したスタッフが行います。不審者や不審物を発見した場合、または警備上の懸念がある場合は、速やかに委員会スタッフに報告してください。
- 出展者は、自らの出展スペース及びその周辺において、滑りやつまずきの危険（コード類の整理等）、展示物の転倒・落下防止、過密状態を避けるための行列整理など、一般的な安全確保に努めなければなりません。
- 潜在的に危険を伴う可能性のある活動を行う出展者は、事前にリスクアセスメントを行い、必要な安全対策を講じてください。当委員会から求められた場合は、その内容を報告しなければなりません。

3. 遺失物取扱:

- 遺失物または拾得物があった場合は、会場内に設置された本部テント、または実行委員に届け出てください。
- 遺失物の保管期間及び未請求物品の処分方法については、別途定める規定に従います。

第30条（反社会的勢力の排除）

1. 出展者は、自ら（法人の場合は役職員を含む）が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下総称して「反社会的勢力」という。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること。
 - 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - 役員または経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること。
2. 出展者は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。

- 暴力的な要求行為。
 - 法的な責任を超えた不当な要求行為。
 - 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。
 - 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当委員会もしくは大学の信用を毀損し、または当委員会もしくは大学の業務を妨害する行為。
 - その他前各号に準ずる行為。
3. 当委員会は、出展者が反社会的勢力に属すると判明した場合、または前二項の確約に反すると認められる場合には、何らの催告をすることなく、当該出展者の本祭への参加資格を取り消すことができますものとし、この場合、出展者は当委員会に対し、参加資格の取消しを理由として何らの損害賠償も請求できないものとし、また、当委員会に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとし、

第7章 悶着、原状回復、財務報告

第31条（悶着の報告および解決）

1. 出展者間、または出展者と来場者との間で悶着が生じた場合、当事者はまず誠意をもって直接協議し、自主的な解決に努めるものとし、
2. 前項の協議によって解決に至らない場合、または本規約の解釈・適用に関する疑義が生じた場合は、速やかに当委員会に報告し、その指示または調停に従うものとし、
3. 当委員会は、状況に応じて、必要な調査、事情聴取、または調停を行うことができます。ただし、当委員会は、全ての悶着に対して解決を保証するものではありません。

第32条（清掃、敷地復旧基準、および損害賠償責任）

1. 出展者は、本祭終了後または当委員会が指定した日時までに、割り当てられた出展スペース及びその周辺を、自己の責任と費用において清掃し、全ての資材、展示物、ゴミ等を撤去し、使用前の状態（以下「原状」という。）に回復しなければなりません。
2. 「原状回復」とは、持ち込んだ全ての物品を撤去し、床、壁、その他の施設・設備に新たな損傷や汚損がない状態に戻し、清掃を完了することを意味します。
3. 出展者の故意または過失により、大学の施設、備品、または第三者の財産に損害を与えた場合、出展者はその損害賠償の責任を負うものとし、
4. 出展者が原状回復義務を怠った場合、または損害を発生させた場合、当委員会は、違約金を別途請求することができます。当委員会が必要な作業を代行した場合、その実費を出展者に請求します。

第33条（財務調整および報告義務）

出展者が現金を扱う場合、盗難や紛失を防ぐため、適切な現金管理（金庫の使用、頻繁な入金等）を行うよう努めてください。現金管理に関する最終的な責任は出展者が負うものとし、

第8章 規約違反への対応、規約の変更、その他

第34条（規約違反への対応及びペナルティ）

1. 本規約のいずれかの条項に違反した出展者に対し、当委員会は、第5条第2項に定める措置のほか、違反の程度に応じて以下の措置を単独でまたは複数組み合わせることができるものとします。
 - 口頭または書面による注意・警告。
 - 違反行為の即時中止命令。
 - 禁止物品の没収または一時預かり。
 - 出展活動の一時停止または出展ブースの閉鎖。
 - 本祭からの即時追放。
 - 参加保証金の没収。
 - 違約金または損害賠償金の請求。
 - 将来の松ヶ崎祭への参加資格の制限または剥奪。
 - 大学の懲戒機関または法執行機関への報告。
2. 本規約に定める違約金及び費用の請求は、前項に定める措置と併せて行うことができるものとします。
3. 出展者は、当委員会が科した罰則や措置に対して異議がある場合、別途定める手続きに従い、不服を申し立てることができます。ただし、不服申立の最終的な判断は当委員会が行うものとします。

第35条（規約の変更）

1. 当委員会は、本祭の安全かつ円滑な運営のため、または社会情勢の変化等により必要と判断した場合、出展者の事前の承諾を得ることなく、本規約を変更できるものとします。
2. 変更後の規約は、当委員会が別途定める方法（ウェブサイトへの掲載、電子メールによる通知等）により出展者に通知された時点から効力を生じるものとします。
3. 重要な変更については、可能な限り合理的な通知期間を設けるよう努めますが、緊急を要する場合はこの限りではありません。

第36条（分離可能性）

本規約のいずれかの条項またはその一部が、法令等により無効または執行不能と判断された場合であっても、本規約の残りの規定及び部分は、継続して完全に効力を有するものとします。

第37条（準拠法および管轄裁判所）

1. 本規約の成立、効力、履行及び解釈に関しては、日本法が適用されるものとします。
2. 本規約に関連して出展者と当委員会との間で紛争が生じた場合は、大学の所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第38条（協議事項）

本規約に定めのない事項、または本規約の解釈に疑義が生じた事項については、出展者と

当委員会との間で誠意をもって協議し、円満な解決を図るものとします。

附則

本規約は、2026年7月1日より施行する。